

学校施設老朽化対策特別委員会記録（速報版）

令和7年12月12日開催

付議事件

1 学校施設老朽化対策について

○高津みどり委員長 付議事件1、学校施設老朽化対策についてを議題といたします。

本件について報告をお願いします。お願ひいたします。

○大南尚也学校施設課長補佐 それでは、前回の学校施設老朽化対策特別委員会が、令和7年9月12日に開催されましたので、それ以降の学校施設老朽化対策の状況について、資料に基づき、御説明いたします。

システムの1ページをお願いします。初めに、1の「第二期改築実施校改築事業の状況」として、順次御報告いたします。

まず、(1)の「市立府中第三小学校」でございますが、予定どおり旧校舎及び旧体育館の解体工事及び埋蔵文化財発掘調査を進めており、完了後は校庭整備を進めてまいります。なお、「府中市立府中第三小学校校舎等改築に伴う外構工事」につきまして、工事契約議案を令和8年第1回市議会定例会に上程させていただく予定となっております。

次に、(2)の「市立府中第六小学校」でございますが、予定どおり旧体育館及びプールなどの解体工事を進めており、完了後は校庭整備を進めてまいります。1の「第二期改築実施校改築事業の状況」につきましては、以上でございます。

続きまして、2の「第三期改築実施校改築事業の状況」の(1)市立府中第五小学校改築に伴う基本構想及び(2)市立府中第九小学校改築に伴う基本構想につきましては、それぞれ別紙1及び2に基づいて、御説明いたしますので、恐れ入りますがシステムの3ページ、別紙1を御覧ください。こちらは、府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想でございます。

システムの4ページを御覧ください。目次となります。「1 背景と目的」、「2 現状の分析」、「3 整備方針」、「4 与条件の整理」、「5 配置のイメージ」として、5つの項目で構成しております。

それでは、各項目の内容について、御説明いたします。システムの5ページを御覧ください。

1の「背景と目的」では、本市の学校施設の多くで老朽化対策が重要かつ喫緊の課題となっている中、本年1月に策定した第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画において、府中第五小学校及び府中第九小学校を次期改築実施校に位置付けたことを記載するとともに、新たな学校施設の規模や事業スケジュールを設定するための与条件の整理を行い、設計者が設計業務を速やかに行えるよう、本基本構想において、当該校がこれまで行ってきた教育活動や地域の伝統、文化活動に根差した学校独自の取組の現状を整理し、整備方針として定めることを記載しています。

システムの6ページを御覧ください。「2 現状の分析」の(1)では、建物の現況、(2)では児童数の現況と予測を示し、(3)では建築基準法等の制約として敷地南側の一部が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に定める急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める土砂災害警戒区域に該当していることを記載しています。

システムの7ページを御覧ください。(4)のアンケートによる現状の把握では、現状の学校施設について、保護者・教員を対象に実施したアンケートの結果を示しております。

次に、3の「整備方針」でございますが、（1）の老朽化対策の進め方として、校舎、体育館等を全体的に改築するとともに、学童クラブ等も一体的に整備することなどを記載しています。

システムの8ページを御覧ください。4の「与条件の整理」では、システムの11ページにかけて、施設の配置条件や各教室の条件、改築の施設規模及びスケジュールなどを示しております。（1）の配置の条件の「イ 校舎と校庭の位置関係」では、敷地南側の一部は急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域に該当するため、既存の配置と同じように南側に新校舎等を建築することを「不可」としております。

システムの11ページを御覧ください。（6）改築の施設規模及び事業スケジュールでございますが、イの「事業スケジュール」につきましては、埋蔵文化財包蔵地であることから、建て替え計画が延伸する可能性があることに留意することとしたうえで、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画にあります記載のとおりのスケジュールとしております。

システムの12ページを御覧ください。5の「配置のイメージ」につきまして、表の上段に、配置計画の考え方を記載しておりますが、敷地南側の一部が急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域に該当することから、校舎及び体育館を北側に配置することとし、Aパターンは校舎を北側、Bパターンは校舎を北西側に配置したものを示しております。それぞれに対し、表の左側、「平面計画」、「校庭」、「周辺との関係」の各項目に対する考察を示しております。市立府中第五小学校改築に伴う基本構想につきましては、以上でございます。

システムの13ページの別紙2を御覧ください。続いて、府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想です。構成は、府中第五小学校と同様となりますので、異なる部分を中心御説明いたします。

システムの18ページを御覧ください。4の「与条件の整理」の（1）配置の条件でございますが、19ページに移りまして、「カ 周辺施設に対する配慮」を御覧ください。該校の改築に当たっては、敷地南側の府中刑務所に対し、配慮が必要となることを示しております。

システムの23ページを御覧ください。5の「配置のイメージ」でございますが、表の2段目以降に、配置計画の考え方を記載しております。Aパターンでは敷地南側、Bパターンでは敷地北側、Cパターンでは敷地東側、Dパターンでは敷地西側に新校舎等を配置したものを示しております。市立府中第九小学校改築に伴う基本構想につきましては、以上でございます。2の「第三期改築実施校改築事業の状況」につきましては、以上でございます。

なお、両校の配置も含めた学校の仕様につきましては、今後、学校運営に関わるスクール・コミュニティ協議会など様々な方の御意見をいただきながら、良好な教育環境の確保の視点に立って、来年度策定予定の基本計画で詳細な配置や学校の仕様等を決定していきたいと考えております。

恐れ入りますが、システムの1ページへお戻りください。続いて3の「新たな学校づくりに係る取組」の（1）未就学児保護者向け説明状況でございますが、統合検討校である府中第七小学校及び武藏台小学校の学区域にお住まいの未就学児の保護者への周知を目的として説明を行いました。アの「説明動画配信」でございますが、（ア）の配信期間は本年8月22日から9月12日までの22日間、（イ）の視聴回数は198回でした。なお、配信に当たっては、二次元コードを記載した御案内を各対象世帯へ個別に郵送いたしました。

続きまして、イの「幼稚園等保護者向け説明会」でございますが、両校の学区域内にある、幼稚園等の保護者を対象として説明会を開催しました。日時、場所は記載のとおりで、参加人数の合計は27人でした。

次にウの「アンケートの結果」ですが、2項目ございます。初めに、（ア）「学校の

規模を標準規模校とする必要性について」は92.3%の方から、肯定的な回答をいただきました。次に（イ）「学校を統合することについて」は77.8%の方から、肯定的な回答をいただきました。続きまして、エ「説明会及びアンケートにおける主な意見等」でございますが、「統合後はどこに学校が建築されるのか知りたい」、「学校選択制を導入している自治体もあるので、実施してほしい」、システムの2ページを御覧ください。

「学区の端に住んでいる子供たちは別の近くの小学校に行かせたほうがよい」、「統合時には学区の再編成や学校選択の自由についても検討してほしい」などの御意見をいたしているところです。一方で、「統合によって通学時の距離が伸びた場合でも、通学時の安全は集団登校で確保することはできると思う」、「クラス替えのできない状況は教育上の観点からも是正してほしい」といった、計画に肯定的な御意見もございました。

次に（2）の「新たな学校づくりニュース第2号の発行」でございます。恐れ入りますが、システム37ページの参考を御覧ください。これまでの取組状況を多くの皆様にお伝えするため作成したもので、ホームページで公開するほか、各種SNS、メール配信システムや七小・武蔵台小の学区域を含んだ地域での自治会回覧等を活用して周知をいたしました。

恐れ入りますが、システムの2ページへお戻りください。次に（3）「市立府中第七小学校及び市立武蔵台小学校の統合、校地検討の基本的な考え方等について」でございます。

恐れ入りますが、システムの24ページ別紙3を御覧ください。「府中市立府中第七小学校及び府中市立武蔵台小学校の統合、校地検討の基本的な考え方等について」でございます。本件については、これまでの説明会等での御意見等も踏まえるとともに、校地検討を行うにあたり、本市の考え方等を取りまとめて策定いたしましたので、御報告するものです。

システムの26ページを御覧ください。1の「初めに」では、（1）本市の学校施設を取り巻く現状、（2）学校施設の適正規模・適正配置に係る取組、（3）府中第七小学校及び武蔵台小学校の統合及び校地検討について、として両校の関係者への説明会・意見聴取等を行った結果も踏まえ、統合及び校地選定を行うための基本的な考え方を整理することを記載しております。

システムの27ページを御覧ください。次に2の統合についてですが、（1）としてこれまでの説明会等の開催状況をお示ししております。システムの28ページを御覧ください。（2）アンケートの実施として説明会等で実施したアンケート結果をまとめております。アンケート項目は2項目ございまして、まずアの「学校の規模を標準規模校とする必要性について」では、90.6%のかたから、イの「学校を統合することについて」では、73.7%のかたから肯定的な回答をいただきました。次に、（3）のアンケートの結果及び説明会等における意見を受けてでは、先ほど御説明したアンケート結果での肯定的な回答や説明会での「統合によりクラス替えができない小規模校の課題を解決してほしい」という意見やよりよい教育環境を確保するため早期の統合を望む声があつたことも踏まえ、七小及び武蔵台小の統合を進めるものとし、両校を統合した場合に設置する新設校（以下「統合校」と言います）の校地選定を行うことを記載しております。

システムの29ページを御覧ください。3の校地の検討に係る基本的な考え方では、（1）十分な校地面積の確保として、改築後の教室等に必要となる面積を精査した結果、いずれも改築前より校舎や体育館の面積が増加しました。学校間でできる限り公平な教育環境を整える必要があることから、統合校においても適切な規模の校地を確保することを記載しております。

次に（2）ゆとりある校庭面積の確保として、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画において、運動のしやすさに配慮した学校施設を整備することとしていることから学校設置基準を満たすだけでなくできる限り広く整形な校庭を確保することを記載しております。

最後に（3）小規模校の早期解消として、工事期間中、既存校舎を活用することを原則としますが、円滑に改築事業を進めるために仮設校舎を建設せざるを得ない場合は、別途検討を行うことを記載しております。の3点をお示ししております。

4の現状の分析では、（1）で七小、（2）で武蔵台小のそれぞれの所在地や建物状況、児童数の推移を記載しております。

システムの30ページを御覧ください。5の統合校の必要規模の分析では、（1）新校舎供用開始時の児童数推計として439人、15学級と想定しております。（2）統合校校庭設置基準面積としては、4,390平方メートルとしております。（3）校地候補として、どちらかの校地から選定することを記載しております。

6のスケジュールですが、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画に記載されているスケジュールのとおり、工事期間は令和12年度から3年間を予定しており、令和15年度から新校舎の供用開始を想定しております。

システムの31ページを御覧ください。次に7の配置イメージです。統合校の校地選定を行うに当たり、七小及び武蔵台小それぞれの校地に新校舎を建設したイメージを作成し、比較したものです。七小、武蔵台小ともにアとして現況図を、イとして校舎建設パターンを作成しました。

システムの32ページを御覧ください。こちらは府中第七小学校の校舎建設パターンで、左から、①校庭新築パターン、②武蔵台小活用パターン、③仮設校舎パターンです。それぞれのパターンごとに新校舎完成後の想定される校庭面積や推奨される点、懸念される点等をまとめしております。なお、34ページの武蔵台小学校でも同様です。

まず、①校庭新築パターンは現在の校庭に新校舎を建築するものです。仮設校舎を使用せず工事を進めることができる一方で、工事中に校庭が使用できない可能性があるほか、改築後の校庭面積が現在より狭くなる可能性があります。

続きまして、②武蔵台小活用パターンは新校舎を七小校地に建築しますが、工事期間中武蔵台小の校舎を活用するものです。武蔵台小の校舎を活用することで児童が安全に学校生活を送ることができる一方で武蔵台小の空き教室の状況によっては、一部仮設校舎の増築の可能性があるほか、七小児童の引っ越し回数が多くなります。

続きまして、③仮設校舎パターンは、校庭に仮設校舎を設置し、現在の校舎の場所に新校舎を建築するものです。こちらは一部制限がかかるものの工事中でも校庭が使用できる一方で、工事中、体育館が使用できなくなります。以上が府中第七小学校でのそれぞれの校舎建設パターンです。

システムの34ページをご覧ください。こちらは武蔵台小学校の校舎建設パターンで、七小と同様左から、①校庭新築パターン、②七小活用パターン、③仮設校舎パターンです。

まず、①校庭新築パターンは仮設校舎を使用せず工事を進めることができる一方で、必要な校舎・体育館面積を確保できない可能性があるほか、基準の校庭面積を確保することが難しくなります。

続きまして、②七小活用パターンは新校舎を武蔵台小校地に建築しますが、工事期間中七小の校舎を活用するものです。七小の校舎を活用することで児童が安全に学校生活を送ることができる一方で七小の空き教室の状況によっては、一部仮設校舎の増築の可能性があるほか、武蔵台小児童の引っ越し回数が多くなります。

続きまして、③仮設校舎パターンは、児童が通い慣れた学校で学ぶことができる一方で、工事中校庭及び体育館が使用できなくなります。

システムの35ページを御覧ください。最後に8の統合校地案ですが、（1）のとおり、府中第七小学校校地を統合校の設置場所といたします。選定理由は（2）のとおり7の配置イメージに基づき、比較検討を行った結果、武蔵台小では一部の配置パターンで改築事業の実施が困難な可能性があることや統合後の校庭設置基準面積を確保できないことが想定されます。一方、七小ではいずれのパターンでも改築事業を実施できる可能性

が高く、統合後の校庭が基準面積以上の面積を確保できると想定されます。これらの状況や設計自由度の高さなどを総合的に検討した結果、よりよい教育環境の確保及び充実につながると考えられるためです。市立府中第七小学校及び市立武藏台小学校の統合、校地検討の基本的な考え方等については、以上でございます。

恐れ入りますが、システムの2ページにお戻りください。続いて4の「市立小・中学校のプール整備方針」でございますが、前回の学校施設老朽化対策特別委員会で御報告した本整備方針（案）について、本年9月15日から10月14日までの30日間、パブリック・コメント手続を実施し、26名の方から、計48件の御意見をいただきましたが、ほとんどが方針に肯定的な御意見や、来年度に策定を予定している整備計画に係る御意見であったため、方針への反映や修正を要するものではございませんでした。なお、一部文言の整理や体裁の修正を行ったうえで、策定したことから報告するものでございます。

また、同期間中の10月8日及び9日午前10時から午後4時まで、フォーリス1階、光と風の広場において、オープンハウスを開催しました。2日間で延べ648名の方にお越しいただき、市内在住の47名の方にアンケート調査を実施するなど様々な御意見をいただきましたが、いずれのご意見も本方針の修正を要するものはございませんでした。

それでは、内容につきまして、別紙4に基づきご説明いたしますので、恐れ入りますが、システムの36ページをお願いいたします。

初めに、1の「趣旨」といたしまして、府中市立の小・中学校は、33校全てに屋外プールを設置していますが、近年は猛暑による熱中症のリスクから、これまで以上に安全面への配慮が必要となっています。また、学校プールの多くは整備後50年以上が経過しており、施設の更新が必要な時期を迎えようとしています。このことから、本年1月に策定した第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、府中市立小・中学校のプール整備方針を定めるものでございます。

2の「整備方針」として4つの方針をお示ししております。本年8月に作成した方針（案）から変更はございません。

次に、3の「今後の取組」でございますが、本方針を踏まえた取組は、次期改築実施校である府中第五小学校及び府中第九小学校の改築事業から検討を進めることとし、当該事業において屋内拠点プールの設置や民間屋内プールの活用の可能性について検証します。また、その他の学校についても、現在進めている新総合体育館の検討状況等を踏まえ、民間屋内プールの活用や新たな屋内拠点プールの整備に関するスケジュール等を示す具体的な整備計画を策定します。4の「市立小・中学校のプール整備方針」の説明は、以上でございます。

以上で、学校施設老朽化対策についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高津みどり 委員長 説明は終わりました。